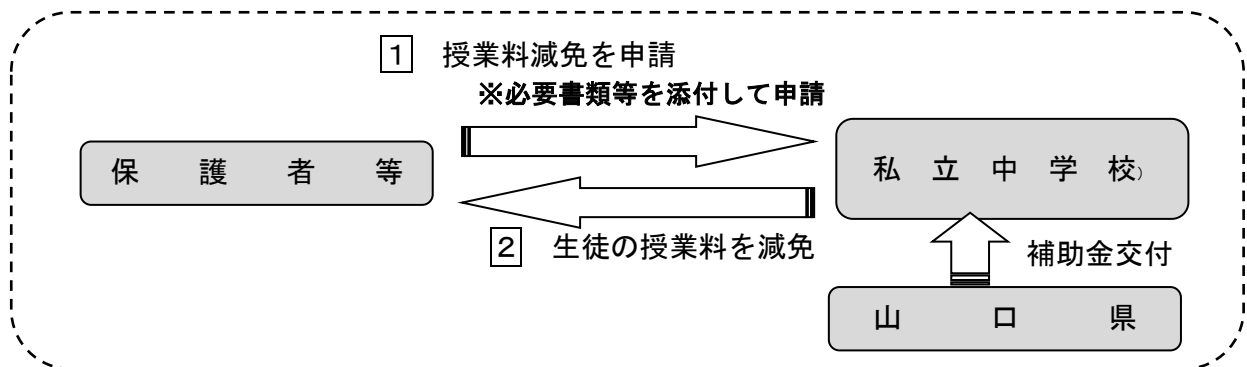


私立中学校入学後に家計が急変した方等への 授業料減免制度の活用について

補助金の概要

この制度は、生活保護世帯及び私立中学校入学後に家計が急変した県内の私立中学校に在籍する生徒の授業料負担を軽減するため、各学校が授業料の減免を行う場合に、県がその学校に補助金を交付するものです。



生活保護受給世帯又は私立中学校入学後に家計が急変した場合

減免対象者

- ①生活保護受給世帯の私立中学生
- ②私立中学校入学後に家計が急変した世帯の私立中学生
(入学時の世帯年収400万円以上かつ家計急変後の世帯年収400万円未満・資産700万円未満と認められるもの)

申込期限

慶進中学校 9月7日(月)～9月18日(金)
家計急変の発生した日の属する月の翌月から減免
(家計急変の発生した日が月の初日の場合、その日の属する月から減免)
※家計急変の発生した日が令和7年度以前の場合、令和8年4月から減免

申込先

各私立中学校

■減免対象の要件・減免額(授業料)

減免対象の要件	減免額(授業料) ※上限額
生活保護を受けている方	月額28,000円
保護者等が以下の①～③の全てを満たす方	
①私立中学校入学時 年収400万円以上	
②私立中学校入学後に保護者等の死亡、失職、倒産、離婚、被災等により家計が急変した(新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を含む)	
③家計急変後の年収見込が400万円未満かつ資産700万円未満(家計急変の翌年度以降 収入が回復しない場合含む)	

申し込みに必要な書類については、裏面をご覧ください

■申込に必要な書類等について

【生活保護を受けている方】

申込みに必要な書類	書類の発行場所
1 申請書	1 各学校
2 生活保護受給証明書 (R8.4以降の証明日のもの)	2 福祉事務所

【私立中学校入学後に家計が急変した方】

申込みに必要な書類	書類の発行場所
1 申請書、収入状況確認書、資産状況確認書	○各学校
2 私立中学校入学年度の課税証明書 授業料減免申請年度の所得課税証明書	○市役所・町役場
3 家計急変事由が確認できる書類 ○失職・倒産等 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、 破産宣告通知書、廃業届出 等（コピー） ○保護者等の死亡・離婚 戸籍全部事項証明、除籍全部事項証明 等	○勤務先等 ○市役所・町役場
4 家計急変後の収入が確認できる書類 会社作成の給与見込書、給与明細（家計急変前1か月、家計急変後3か月分）、家計急変前年の青色申告書、家計急変年度の売上・経費等が確認できる書類 等（コピー）	○勤務先等
5 保護者等の資産状況が確認できる書類 保護者等名義の預金通帳の写し・残高証明 銀行・信託銀行・証券会社等の口座の写し・残高証明 ※いずれも口座名義、申請日（家計急変発生の翌年度以降の申請の場合は申請年度の7/1時点）の残高が確認できるもの	○金融機関等
6 保護者の扶養親族の年齢・人数を確認できる書類（コピー） （扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）	